

平成30年2月23日

公益財団法人 金融情報システムセンター

第61回 安全対策専門委員会 議事録

I 開催日時：

平成30年2月23日(金)15:00～15:45

II 開催場所：

F I S C会議室

III 出席者(順不同・敬称略)

座長	細溝 清史	公益財団法人金融情報システムセンター 理事長
副座長	淵崎 正弘	株式会社日本総合研究所 代表取締役社長
専門委員	花尻 格	株式会社三菱東京UFJ銀行 システム企画部 副部長
	持田 恒太郎	株式会社三井住友銀行 システム統括部 システムリスク統括室 室長
	山田 満	株式会社南都銀行 システム部 部長
	堤 英司	みずほ信託銀行株式会社 IT・システム統括部 システムリスク管理室長 室長
	星子 明嗣	株式会社東京スター銀行 執行役 IT 部門所管
	蓮實 豊	(代理出席) 一般社団法人全国信用金庫協会 事業推進部 主任調査役
	内田 満夫	全国信用協同組合連合会 システム業務部 部長
	岡部 剛久	労働金庫連合会 統合リスク管理部 部長

常岡 良二	農林中央金庫 I T統括部 部長
小梶 顯義	第一生命保険株式会社 I Tビジネスプロセス企画部 部長
中川 彰男	(代理出席) 三井住友海上火災保険株式会社 I T推進部 I T管理チーム 次長 兼コンプライアンス部 情報資産管理チーム 次長
植村 元洋	(代理出席) 野村ホールディングス株式会社 I T統括部 次長
白井 大輔	(代理出席) 三井住友カード株式会社 システム企画部 上席審議役
岡田 拓也	日本銀行 金融機構局 考査企画課 システム・業務継続グループ長
鎌田 正彦	株式会社N T Tデータ 金融事業推進部 技術戦略推進部 プロジェクトサポート担当 部長
栗津 濃	沖電気工業株式会社 金融・法人ソリューション事業部 プロジェクトマネジメントオフィス 室長
小林 晴紀	東芝デジタルソリューションズ株式会社 インダストリアルソリューション事務局部 金融・情報ソリューション技術部 金融・情報ソリューション技術第一担当 参事
堀井 康司	日本アイ・ビー・エム株式会社 金融インダストリーソリューション 第一ソリューション推進 ソリューションマーケティング担当 営業部長
加納 清	日本電気株式会社 金融システム開発本部 シニアエキスパート
中川 英晃	(代理出席) 日本ユニシス株式会社 ファイナンシャル第三事業部 ビジネス企画統括部 次世代ビジネス企画部 部長
柿本 薫	株式会社日立製作所 金融第一システム事業部 事業推進本部 本部長
藤田 雅人	富士通株式会社 金融・社会基盤営業グループ シニアディレクター

	上田 直哉	NR Iセキュアテクノロジーズ株式会社 マネジメントコンサルティング部 部長
	梅谷 晃宏	アマゾンウェブサービスジャパン株式会社 セキュリティ・アシュアランス本部 本部長 日本・アジア太平洋地域担当
	瀧 俊雄	一般社団法人 Fintech 協会 アドバイザー
オブザーバー	片寄 早百合	金融庁 検査局 総務課 システムモニタリングチーム長 主任統括検査官
検討委員	伊藤 武男	株式会社三菱東京UFJ銀行 システム企画部 事務・システムリスク統括室 サイバーセキュリティ推進グループ 上席調査役
	山口 康隆	株式会社三井住友銀行 システム統括部 システムリスク統括室 システムリスク管理グループ グループ長
	大門 雄介	(代理出席) 株式会社南都銀行 経営企画部 東京事務所 協会担当
	安藤 弦	みずほ信託銀行株式会社 ITシステム統括部 システムリスク管理室 調査役
	吉原 丈司	株式会社東京スター銀行 IT戦略部 部長
	嶋村 正	信組情報サービス株式会社 企画部 部長
	猿渡 耕二	労働金庫連合会 統合リスク管理部 システムリスク管理グループ 次長
	今嶋 治	農林中央金庫 IT統括部 副部長
	鈴木 健一	株式会社NTTデータ 金融事業推進部 技術戦略推進部 プロジェクトサポート担当 課長
	羽太 英哉	沖電気工業株式会社 金融・法人ソリューション事業部 プロジェクトマネジメントオフィス シニアスペシャリスト

	碩 正樹	日本電気株式会社 プラットフォームサービス事業部 主任
	後藤 茂成	日本ユニシス株式会社 ファイナンシャル第三事業部 ビジネス企画統括部 次世代ビジネス企画部 事業推進グループ チーフ・コンサルタント
	宮崎 真理	株式会社日立製作所 金融第一システム事業部 事業推進本部 システム統括部 CSIRT 主任技師
	服部 剛	富士通株式会社金融・社会基盤営業グループ 金融リスクマネジメント室長
	太田 海	NR Iセキュアテクノロジーズ株式会社 マネジメントコンサルティング部 上級セキュリティコンサルタント
オブザーバー	市村 雅史	金融庁 検査局 システムモニタリングチーム専門検査官
FISC 委員	高橋 経一	公益社団法人金融情報システムセンター 常務理事
	和田 昌昭	公益社団法人金融情報システムセンター 監査安全部 部長
FISC(事務局)	小林 寿太郎	企画部 部長
	松本 浩之	監査安全部 総括主任研究員
	丸山 亨嗣	監査安全部 総括主任研究員
	名取 政人	監査安全部 総括主任研究員

IV 議事内容

1. 開会

○和田監査安全部長 それではお時間になりましたので、「第 61 回安全対策専門委員会」を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまことにありがとうございます。公益財団法人金融情報システムセンター監査安全部の和田でございます。

(資料確認、庶務連絡等のため省略)

それでは議案に入らせていただきます。なお、前回の委員会においてご案内させていただきましたとおり、本日の専門委員会では会員意見募集の結果、及び安全対策基準第 9 版の

発刊等についてのご審議をいただく予定です。何とぞよろしくお願いいたします。ここからの議事進行は、副座長の渕崎様にお願いいたします。

2. 議案 1

○渕崎副座長 副座長の渕崎です。それでは【議案 1】安全対策基準改訂原案に対する会員意見募集の結果について、事務局の丸山総括主任研究員よりご説明をお願いします。

○丸山総括主任研究員 事務局の丸山です。よろしくお願いいたします。お手元に【資料 1-1】、A3 の【資料 1-2】をご用意ください。あと必要に応じて青いファイルの【資料 1-3】をご参照ください。それでは、【資料 1-1】に従って進めさせていただきます。

【資料 1-1】ですがタイトルとして、「安全対策基準改訂原案に対する会員意見募集の結果について」としております。

早速ですが資料の中の件数のところに誤りがございまして、冒頭訂正させていただきます。事前に資料をお送りしたときには原案の修正を 54 件とさせていただいておりましたが、今回 48 件というふうに訂正させていただいております。この差分の 6 件ですが、事務局のほうで軽微な修正、括弧の位置が違うですとか、センタリングの位置が違うとか、そういったものも含めて計上しておりました。お詫びとともに訂正させていただきます。

それと継続検討テーマは 42 件ということでご案内しておりましたが、こども 41 件と訂正しております。差分の 1 件は後ほどご説明しますが、継続検討課題への対応として FISC の事務局の中の課題を計上しておりましたので、こちらもお詫びとともに訂正させていただきます。

では、「1. 会員意見に対する回答について」からご説明いたします。昨年 11 月 28 日より約 1 カ月半かけまして、改訂原案に対する会員意見の募集を実施させていただきました。

受領しました会員意見の件数は 122 件となりますが、こちらは【資料 1-2】で後ほどご説明します。本日、回答方針についてこの場でご承認いただきました上で、当センターのホームページに掲載させていただこうと考えております。

では、【資料 1-2】に移ります。総件数 122 件ございますので、代表的なものをこちらで選定させていただきまして、そちらに対する回答方針について、ご説明をさせていただきます。

まず表の見方ですけれども、右側、「原案の修正要否」と書いているところですが、「要」となっているところについては、本日お配りしました原案、【資料1－3】のほうに反映をさせていただいております。

また、継続検討に●がついているもの、これは今回は反映しておりませんが、今後の検討テーマの候補として選定しているものになります。

それでは早速ですが2/16 ページ目をご覧ください。左端に星印をつけておりますものについて、本日ご説明していきます。

まずナンバーでいきますと18番になります。こちらのご意見ですが、金融機関等の情報システムの安全対策における経営責任のあり方において、「法的な責任を果たしているものと評価されるべきである」と記載した箇所に対して、「されるべき」ということは誰がするのかといった内容となっております。

こちらについては、外部委託の有識者検討会の報告書の中で検討された部分ではございますが、表現についてFISC内部でいろいろ検討しまして、かつ各委員の方にもご意見を伺ってきました。最終的にはこちらの表現を「考えられる」というふうに修正しても、これは十分意図が通るのではないかということで、こちらの内容に修正させていただこうと考えております。

もう1つ「法的な責任」に脚注を入れさせていただいております。修正前は、裁判所の最終的な判断に限らずということで、続けて「コーポレートガバナンス・コードに準拠した対応や金融規制上の行動規範に準拠した対応など」と記載しておりましたが、もともとは「法的な責任」というのは、「法的責任」という言葉を使っておりましたが、それに対応する形で裁判所の最終的な判断という表現を使っていたのですが、「法的な責任」と表現を変えておりますので、ここは対になる言葉として「民事法上の責任に限らず」のほうがふさわしいのではないかということで、こちらのほうも合わせて修正させていただいております。

続けさせていただきます。3/16 ページのナンバー22 となります。こちらは FinTech の有識者検討会の中で、安全対策基準に向けた提言の1つとして、「技術的な安対基準の取扱いについて明確化を行うことが適切である」ということが書かれています。技術的な安対基準というのは、技術基準だけでなく設備基準も含めて使われておりましたが、今回の改訂の中では、技術基準は実務基準に統合しておりますが、実務基準については技術の進展が著しい中、安対基準に記載されている対策そのものを字義どおり実施するのではな

く、技術の最新動向等を確認の上、適切な対策を打つことが可能、というふうにしております。一方で、設備基準についてはこのような表現を加えておりませんので、設備基準についても、そのような表現を加えるべきではないかというご意見です。

今回の改訂の中では、設備基準につきましてはその位置づけや基準の内容に踏み込んだ議論というのを行っておりません。ここにつきましては、今後の継続検討の課題として取り上げさせていただいて、設備基準個々の内容の最新化も含めて、設備基準の取扱いについても明確化していくということとし、今回は整理させていただこうと考えております。

続きまして、5 ページになります。36 番です、こちらは用語の中にクラウドという用語を追加して、その説明としてN I S Tの定義を採用したという部分になります。このN I S Tの定義については、参考程度にとどめるべきであり、このまま採用するとクラウドとして取り扱うべきものが漏れてしまう。あるいはクラウドとして取り扱うべきでないものが取り扱われてしまうといった弊害が生じる懸念があるといったご意見です。

確かにN I S Tの定義そのものを厳密にとらえて、クラウドか、クラウドでないかということは、安対基準としては取り扱っておりませんので、用語から削除し、クラウドサービスに関する説明書きがあるページの脚注にN I S Tの定義を参考として記載することにしております。

続けていきます。7 ページになります。一番下 58 番とページがまたがるんですが次のページの 60 番、こちらはほぼ似たような内容になるんですが、今回新設しましたクラウドに関する管理策、【統 24】に対するご意見です。こちらで作成した原案では、【統 24】の中に通常システムにおいてはリスク特性に応じて、例えば統制対象クラウド拠点を把握する必要があるとした上で、なお、特定システムにおいては、この措置は必要であるという記載にしておりました。

ご意見は、簡単に言いますと、その順番で読むのは読みにくさが出るということでした、「特定システム」から記述するよう、文章の位置を変えました。結果として、特定システムでは統制対象クラウド拠点の把握は必要である。なお通常システムにおいてはリスク特性に応じて実施する必要がある、というように、読みやすさを考慮して書き直しをいたしました。前後は変えておりますが、内容としては変えておりません。

それと同じような部分で次のページの 60 番につきましても、同じような修正を加えております。

続きまして、12 ページになります。下から3つ目の 91 番となります。こちらは基準の

分類に対してご意見がありました。具体的には【実 98】となりますが「ファイル突合機能を設けること」という基準になっております。こちらは基礎基準ではなく、付加基準ではないかというご意見です。こちらはこの委員会の中で基礎基準に当たるものはどれかということで、皆さんからご意見を募ったところ、これは基礎基準だということで選定されており、委員会の場では合意されてここまできているわけですが、会員意見を募集したところ、関連する基準である【実 97】、ファイルの排他制御機能を設けること、こちらは付加基準になっており、バランスの悪さがございました。

それとまた意見にありますとおり、簡易なシステムまでファイル突合機能を設けるのは現実的ではないというご意見もあり、このご意見を踏まえまして、この基準については、今回、付加基準に変更させていただこうと考えております。

続きまして最後のページ、16/16 ページになります。121 番についてです。こちらは【監 1】についてのご意見です。ご意見の内容は改善策の実施状況について「定期的にフォローアップすることが望ましい」と記載しておりますが、ここは「必要がある」ではないかというご内容です。I I Aの基準においても、「フォローアップ・プロセスを構築しなければならない」と記載されていることから、ここは「必要がある」がふさわしいのではないかというご意見でした。

確かにご指摘のとおりではあるのですが、今後監査指針の改訂について検討を進めてまいろうと思っておりますが、ここにつきましては、その結果を踏まえて改訂させていただこうと考えております。ですので継続検討の課題として、●をつけた形で整理させていただきました。

改訂方針についてのご説明は以上となりますが、続きまして【資料 1 - 1】の 2 まで続けてご説明をさせていただきます。

【資料 1 - 1】のほうに戻っていただけますでしょうか。2 番になります。こちらは審議事項ではございませんが、「継続検討課題への対応」として補足的な説明をさせていただきます。継続検討テーマとさせていただいたものについては、早急に検討すべき内容も含まれていると考えております。したがって、平成 30 年度の中で安全対策検討部会を開催することを考えておまして、そこで審議の上、第 9 版追補の策定に向けた検討を開始したいと考えております。

詳細の運営要領はこれから検討してまいりますので、それが固まってきましたら専門委員並びに検討委員の方にご案内させていただこうと考えております。私からの説明は以上

となります。

○瀧崎副座長 ありがとうございます。それでは、このご説明の内容に対して、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

○太田委員 ご説明をいただいたところではないのですが、ナンバー26、3ページ目一番下です。下から4行目の修正案については修正前のほうが記載としては正しいのかなと思います。もし、「効率」という言葉を除いて「最大化」とするのであれば、その前の言葉は、「費用とその効果」ではなく、「費用対効果」としておいたほうがよいかと。今の状態では、費用自体が最大化されるように文法的には繋がってしまいますので、どのような修正でもよいのですが、整合性をとっていただければと思います。

○丸山総括主任研究員 わかりました。ありがとうございます。

○瀧崎副座長 ほかにいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、今いただいた意見も含めましてこれで本案は確定としたいと思いますので、よろしくお願ひします。

3. 議案2

○瀧崎副座長 それでは、議案2安全対策基準第9版の発刊について、事務局の松本総括主任研究員よりご説明をお願いします。

○松本総括主任研究員 事務局の松本です。よろしくお願ひいたします。それではお手元の資料、右上【資料2-1】をご用意いただけますでしょうか。議案2の「安全対策基準（第9版）の発刊等」についてでございます。3点ご説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、安全対策基準（第9版）の発刊についてです。ただいま、会員意見募集の方針等につきましてご承認いただけましたので、審議の過程を全て終了し、いよいよ安全対策基準の発刊の手続きに移ってまいりたいと考えております。

つきましては、会員意見の対応方針に基づく所要の修正を行った上で、この安全対策基

準（9版）を発刊することについて、ご承認をいただきたく存じます。また、参考文献等の記載箇所が多々ございますので、こちらの最新化、本文等における誤字脱字レベル等の軽微な修正につきましては、事務局に一任させていただくことについても、あわせてご承認をいただきたく存じます。

なお、主な今後の発刊等のスケジュールをこちらに記載しております。まず、来月3月末をめどに安全対策基準（第9版）のPDF版を当センターのホームページで掲載したいと考えております。こちらは会員ページのみ掲載となりますので、非会員につきましては、別途対応したいと考えております。

また、並行して作業を行っている、冊子につきましては、5月に発刊したいと考えております。

続きまして、当センターのホームページからインストールするソフトのガイドライン検索システムにつきましては、安全対策基準のコンテンツを更新をかけ7月にリリースする予定です。

2点目でございます。こちらはご報告になりますが「安全対策基準のFAQ」の運用開始についてです。今回の安全対策基準の改訂におきましては、委員の方以外からも多くのご意見をいただきました。今後におきましても、多々ご意見があるかと想定しております。したがって多くのご意見、問い合わせに対応するために、「安全対策基準のFAQ」のサイトを、当センターのホームページに準備したいと考えております。

参考としましては、現在、当センターのホームページでサイバーセキュリティの問い合わせサイトがございますので、そちらと同様な形のものを作成したいと考えております。

3点目でございます。安全対策基準（第9版）の普及推進についてでございます。安全対策基準の改訂が、今年度完了いたしますと、来年度より、安全対策基準の普及活動を行って参ります。例年は、安全対策基準の基礎セミナー等を全国説明会で開催しておりますが、来年度におきましては、安対改訂をテーマとしての全国説明会を実施します。なお、6月から7月の約2カ月にかけて全国15カ所で開催したいと考えております。

私からのご説明は以上でございます。

○ 瀧崎副座長 以上の説明ですが、本件に関しまして、ご意見、ご質問ございましたらよろしくお願ひします。よろしゅうございますか。

それでは、この内容で安全対策基準（第9版）について、発刊作業を進めさせていただ

きます。ありがとうございました。

以上をもちまして今回の改訂に反する審議は全て終了となります。全体を通して何かございましたらよろしくお願ひします。

○白井委員 三井住友カードの白井でございます。委員として議論に参加した所感ということで、一言述べさせていただきたいと思っております。

安全対策基準というのは、我々、金融機関のシステムに携わる者にとってはバイブルのようなものでございまして、私も以前は改訂に携わったこともございましたが、FinTech等で金融機関を取り巻く環境が大きく変わっている中で、小手先の対応ではなく根本的な対応に参画できたということは非常にうれしく思っております。

また、今回の検討に当たっては、我々のような金融機関の人間だけではなく、IT業界の皆様やFintech企業の方々、学会の方々、また、監督官庁の方々等が集いまして、さまざまな意見が飛び交う中で、粘り強く一致点を見いだしてこのようなすばらしい改訂が行われたというところにつきましては、ひとえに座長や副座長、事務局の皆様のご尽力があったのことと思ひます。本当にありがとうございました。

○花尻委員 三菱東京UFJ銀行の花尻でございます。今回の改訂はリスクベースアプローチの導入という意味で、非常に大きな改訂だったと思ひます。その試みを、クラウドあるいはFintechの事業者も含めたITの方々と共に、意見を出し合っただけというのは非常に大きな意味がありますし、重ねてになりますが、それをファシリテートし推進していただいたFISCの皆様には心より感謝申し上げます。

その結果できた今回の安対基準のところは、今後の我々のサービスの多様化、技術の進展の中で、間違いなく基礎の部分になっていくと考えています。ただ、皆様ご認識のとおり、取り巻く環境自体どんどん変わっていきますし、今回の基準もリスクベースアプローチという大きな目標を優先し、逆に継続協議に残したところもあります。継続して検討して改善をしていく、ある意味、魂を入れ続けることが必要と思っております。

その意味では、今後とも皆様と一緒に継続して行きたいと思ひますし、また新たな始まりと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○瀧崎副座長 ありがとうございました。ほかに何かございますか。

○山田委員 南都銀行の山田でございます。まずもって今回の改訂作業、最後までたどり着けたことにこの場にいられたことを本当に喜ばしく思っております。また事務局の皆さんにおかれましては、極めて短い期間の間に、数多くのステークホルダーの方々のご意見を取りまとめられて、本当にご苦労さまでございました。私は個人的ですけれども、こういった会議に出させていただいてさまざまな方面の多くの方々、我々とは違った視点のご意見を頂戴しまして、本当に委員というよりも、個人的により参考になることが多く非常によかったなと思っています。

安全対策基準そのものについては、どちらかというといわゆる我々業務の中で、一部かぶるんですけれども、中心的な存在でなかなか、must to do やらなければならないことがたくさん書いてあって、正面から取り組みにくいようなところが正直言ってあったんですけれども、これだけの力を注いででき上がるというのを感じられるということは、大きな成果であったと思いますし、特に、事務局の皆さんのダイナミズムがひしひしと感じられたという感想を持っております。

ここまで立派なものができるからには、これからは我々のほうがこれをしっかり根づかせていくこと、この責任があると感じています。私は奈良県から来ているんですけれども、地域の会合等でこういった委員をしているということを言いますと、どうなるのとか、何をしないといけないのか教えてと、そういったある意味不安がたくさん渦巻いているのかなと思っています。それについては我々がリードして、できる限りの説明をしてしっかりこの基準が根づくように、今後は進めていきたいというふうに思っています。本当にいろいろご苦労をかけました。ありがとうございました。

○瀧崎副座長 ありがとうございます。ほかにございますか。どうぞ。

○梅谷委員 アマゾンの梅谷です。ありがとうございます。AWSもクラウドや外部統制の箇所等、限定的な貢献をさせていただき専門委員として意見を出させていただきました。ありがとうございました。

前回の取りまとめていただいた後の二か月間に、いろいろとご意見が出ているかと思えます。私もいろいろな方と個人的に意見交換をさせていただきまして、解釈に幅があるなと感じています。先ほどどなたか、お名前は失念しましたが、リスクベース、それから魂

を入れ続けるという話もあったと思いますが、今後の普及活動の中でまた続けて貢献させていただくところがあれば遠慮なく言っていただければ、クラウドサービスプロバイダー側の意見として、今後も継続して協力させていただきたいと思っている次第です。

特に統制とか監査という内容になりますと、議論がより激しくなる、より深くなっていくこともあり、意見の食い違いも出てきます。この点については今後も継続して、皆さんと協力しながらやっていくところかなと思っています。ありがとうございます。

○常岡委員 私のほうは、謝意とこれからのお願いと2つ述べさせていただきたいと思います。農林中央金庫の常岡と申します。

まずもって今回たくさんの取りまとめというか、大変な作業だったというふうに思っております。座長様を初め、FISCの事務局の皆様のご努力に感謝したいと思っております。

我々は会員が700弱ぐらいおまして、その共同センターみたいなところをやらせていただいています。1つには我々の組織のセクションの中でのセキュリティなり運用なりの横軸と申しますか、目線を合わせるためには、こういう基準が非常に助かっております。リソースが足りない中で、こういう参考文献のようにやれるものは、本当にありがたく思っています。

それから全国に会員がおりますので、ここの目線も合わせていかないと、我々のシステム自体も脆弱性を持ってしまうようなところがありますので、非常に助かっております。たくさん意見を出ささせていただきましたけれども、適宜取り込んでいただいた部分に本当に感謝を申し上げたいと思います。

それから今回リスクベースアプローチということで、付加基準のようなものを盛り込んでいただいていますけれども、そういう意味ではこれまでどちらといえば、安対を参照して、ばささつこうやるのだみたいな、こんな対処を部員もやりがちだったんですけれども、逆に言うと、今回これで考えられるようになってきているというふうに思っております。解釈が曖昧というお話もありましたけれども、その中でどういう対処をしないといけないのかというのを考えるというのは、やはり大切なんだろうと我々は思っています。ありがたい改訂だったなと思っています。

若干この議論の中で、パスワードの話ですとか、お願いをしたような部分もあったんですけれども、セキュリティの常識なり、システムの常識なりが大きく変わってきているん

だと思っています。来年度また追補版ということでご議論をいただけるということですので、改めてそちらもお願いしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○瀧崎副座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

○加納委員 NECの加納でございます。今までのご発言の流れとは違いますが、今回、続検討項目がかなりボリューム的にあるような印象になっております。また、会員の皆様からのご意見もいろいろ専門的な、あるいは細かいご意見もあったような印象になっております。追補版の検討について、今終わった時点ではありますが、何月ごろか、次回もこういう専門と検討会一緒に合体型でやるのか等、何かその辺のイメージがございましたら、ご教示いただければと思います。

○高橋常務理事 まだそのところは決めてはいませんが、今回設備基準は手をつけていないので、そこを中心に検討を行うこととなります。その中でも、早急にやらないといけないという、スピード感が必要なものとそうではないもの、例えば先ほどより話が出ているように、状況が変わりつつある中、ここでびしっと本当に決められる項目なのだろうかという、そういう点も考慮して検討を行っていかねばならないと思っています。

先ほど少し説明しておりますが、設備基準について、基準をそのまま杓子定規に当てはめられるものとそうでないものがあるということが、もともと有識者検討会でも議論されていますので、そういった点も含めて考えていきたいと思っています。

専門委員会、検討部会の開始時期については現時点では申せませんが、まずはこの改訂版をリリースして、全国説明会で説明をしながら次のステップをやっていくことになるため、その説明会の後ぐらいに開始できればと考えております。それまでには問題点を整理していきたいと思っています。

○瀧崎副座長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

各委員の皆さんから大変過分な言葉、感謝の言葉、激励の言葉をいただきました。皆さんおっしゃるとおりでありまして、これからこのリスクベースという考え方、ガバナンス

の考え方等々を含めまして、各金融機関にきちんと浸透していく。それから、この規定も不磨の大典ということではなく、その時代時代に適応した継続的な見直しが必要かと思えます。

こんなに短い期間で、大部の資料を読み込んで的確な指摘を頂き、委員の皆様方も本当にすばらしい方々というふうに思います。本当にありがとうございました。

それではここからの進行につきましては、和田部長のほうにお返しします。

5. 閉会

○和田監査安全部長 それでは、最後になりますが、座長である細溝より一言ご挨拶させていただきます。

○細溝座長 61回の安全対策専門委員会の終わりに当たりまして、一言御礼を申し上げます。本日の専門委員会におきまして、安対基準の発刊についてご承認いただきました。これをもちまして今回の改訂にかかわる全ての審議を終えることができました。ありがとうございました。

刈崎様には副座長としてご苦勞をお願いし、委員会を円滑に運営していただきました。改めて御礼申し上げます。それから専門委員、検討委員の皆様、それぞれのお立場から精力的にご意見を重ねていただき、まことにありがとうございました。

この安全対策基準は、金融機関だけでなく、金融サービスあるいは金融関連サービスに従事されている、多くの企業でご活用いただけるものと思っております。今回この第9版ができましたので、6月から全国説明会を開始したいと思っております。その中で、安全対策基準の普及推進に努めてまいりたいと思っております。

先ほども何回も出ておりますように、FAQを運用開始して、これを随時発信していきたいと思っております。

それからリスクベースアプローチにつきまして、具体的な事例を収集して、それを皆様が自分のところで適用されるに当たって参考になるようなものとして、皆様に公表していきたいというふうに思っております。多分規模特性に応じていろいろなことを工夫されている方が多いと思います。したがって、そうした具体的な事例を収集にまいりますので、ぜひそれを教えていただきまして、それをまた会員にできるだけ還元していくということをしていきたいと思っております。

今回、設備基準につきましては、積み残しといたしますか、手つかずの状態になっており

ますし、また積み残しになっている検討項目も多々ございます。そうした設備基準の改訂あるいはそうした積み残し項目の検討につきましても、準備を進めてまいります。いたが
いまして、専門委員、検討委員の皆様には、今後とも、引き続きご協力をお願いすること
になると思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、IT人材の育成確保に係る手引書につきましても、発刊のご承認
をいただいておりますので、今鋭意作業を進めております。改めて御礼申し上げます。本
当にありがとうございました。

○瀨崎副座長 細溝理事長、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、第
61 回安全対策専門委員会を終了いたします。お忙しい中お集まりいただきまことにあり
がとうございました。

以上